

○「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」新旧対照表

序章 はじめに

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 関係法令</p> <p>電気通信事業法（昭和59年法律第86号） （略）</p> <p>電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号） 第十三条（略） （提供条件の説明）</p> <p>第二十二条の二の二 法第二十六条の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。）、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）<u>又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）</u>を用いてインターネットへの接続点までの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 関係法令</p> <p>電気通信事業法（昭和59年法律第86号） （略）</p> <p>電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号） 第十三条（略） （提供条件の説明）</p> <p>第二十二条の二の二 法第二十六条の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。）、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備<u>（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）</u>と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（<u>前号</u>に掲げる</p>

<p>間の通信を媒介する役務（<u>第二号、第三号及び前号</u>に掲げるものを除く。）</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2～6（略）</p>	<p>ものを除く。）</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2～6（略）</p>
---	---

第1章 事業の休廃止に係る周知（法第18条第3項）関係（略）

第2章 提供条件の説明（法第26条）関係

改正後	改正前
<p>1・2（略）</p> <p>3 施行規則第22条の2の2第1項の規定の概要及び用語の説明 （略） （1）～（8）（略） （9）第9号</p> <p>九 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）<u>又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）</u>を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（<u>第二号、第三号及び前号</u>に掲げるものを除く。）</p>	<p>1・2（略）</p> <p>3 施行規則第22条の2の2第1項の規定の概要及び用語の説明 （略） （1）～（8）（略） （9）第9号</p> <p>九 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（<u>携帯電話端末及びPHS端末を除く。</u>）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（<u>前号</u>に掲げるものを除く。）</p>

<p><規定の概要> (略) (10) ~ (11) (略) 4 ~ 11 (略)</p>	<p><規定の概要> (略) (10) ~ (11) (略) 4 ~ 11 (略)</p>
--	--

第3章 苦情等の処理（法第27条）関係 (略)